

B E L S の制度改正に伴う申請方法等について

お客様各位

2024年3月6日

(2024年3月19日一部修正)

日本E R I株式会社

平素より、日本E R I株式会社に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
建築物省エネ法の改正により、B E L S制度の見直しが行われ、2024年4月より装いを新たに新制度が開始となります。新制度への移行にあたり、次の通りの運用とさせていただきますので、ご承知おきのほど、よろしくお願いいたします。

1. 申請時期について

【現行制度】

- ・新規申請については、2024年3月31日（日）までとなります。
- ・現行制度の変更申請については、2024年4月1日以降も当面の間は可能です。
- ・いずれの場合も交付する評価書等は現行制度の様式です。

【新制度】

- ・2024年3月25日（月）より提出が可能です。ただし、申請の引受、評価書等の交付は2024年4月1日以降となります。
- ・計算書のVerは4月以降も使用可能な3.5.0以降のものとしてください。

2. 申請様式・図書について

- ・現行制度と新制度では申請書等の様式が異なりますので、正しい様式を選択の上、申請してください。
- ・2024年3月中旬頃までに弊社HPに新制度の申請様式を掲載するとともに、新制度に対応した申請書作成ツール（戸建住宅版）を公開します。
- ・現行制度で弊社より評価書を取得している物件について、新制度版の評価書を取得する場合は、新制度の新規申請書を使用して申請してください。この時、第二面の備考欄に取得済みの評価書の情報を記載する欄を設けていますので、当該欄への記載を必ず行うようにしてください（別紙参照）。
- ・上記の場合、添付する図書については、変更に係る図書のみとしてください。

3. 料金について

- ・新制度の申請につきましては、制度改正に伴う事務負担増の調整費として1申請につき1,000円（税込1,100円）の加算をさせていただきます。また、一部の運用の変更により適用される料金が変わる場合があります。
- ・現行制度で弊社より評価書を取得している物件について、新制度版の評価書を取得する場合は、新制度の新規申請書を使用させていただきますが、原則として変更料金を適用します（業務規程で定める変更料金が適用できない場合を除く。）。変更料金の詳細については料金表を確認してください。

以上